

神川町告示第71号

建設工事の一般競争入札（事後審査型）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び神川町契約規則（平成18年神川町規則第58号）第5条の規定に基づき公告する。

令和8年6月26日

神川町長 櫻 澤 晃

記

1 入札対象工事

- (1) 工 事 名 道路改築工事（町道5180号線）（その14）
- (2) 工事場所 神川町大字小浜地内
- (3) 工事期間 契約締結日から令和9年1月29日まで
- (4) 設計金額 入札執行後に公表する。
- (5) 工事概要 発注図書等のとおり
- (6) 入札手続等の方法

本件は、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。なお、資料の提出については別途指示に従い提出すること。

2 落札者の決定方法

本件入札は、価格競争方式により落札者を決定する。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、電子入札システムにより、くじを行い、落札者を決定する。

3 競争参加申請

入札参加希望者は、電子入札システムを利用して参加申請を提出期間内に行うこと。

※提出期間：令和8年 6月26日（金）午後1時から
令和8年 7月14日（火）午後5時まで

4 入札参加資格の有無の確認

落札候補者の決定後に入札参加資格の有無を確認する。

5 電子入札システム上で競争参加資格確認申請書受付票を受領した者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

6 入札執行の日時等

(1) 入札書提出期間

令和8年 7月15日(水) 午前9時から

令和8年 7月16日(木) 午後5時まで

(2) 開札日時

令和8年 7月17日(金) 午前10時

※この入札は、入札者が1者であっても開札を実施する。また、上記(1)及び(2)は変更することがある。この場合は、電子入札システム上で別途案内する。

7 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

8 入札に参加する者に必要な資格

この道路改築工事(町道5180号線)(その14)(以下「本工事」という。)の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 次の要件を満たすこと。

ア 令和7・8年度神川町建設工事等競争入札参加資格者名簿に土木工事業で登載があり、電子入札システムによる入札が可能な者で次の要件を満たす者であること。

(ア) 資格者名簿登載時の経営規模等評価結果通知書に係る土木工事業の総合評価値が850点以上であること。

(イ) 事業所の所在地が、本庄県土整備事務所又は熊谷県土整備事務所管内に本店を有するもの。

(ウ) 契約の締結日に関わらず平成27年4月1日以降公告日までの間に、国又は地方公共団体との請負契約により、1回の契約金額が2千万円以上の土木一式工事を完成させた実績を有すること。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。ただし、下請契約の総額が5千万円以上となる場合には、特定建設業の許可を受けていること。

ウ 土木工事業について、入札書提出締切日から1年7か月前の日(会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立がなされている者で手続開始決定を受けている者にあつては手続開始決定日)以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査を受けていること。

エ 施行令第167条の4第1項の規定する者に該当しない者であること。

オ この工事の公告日から入札日までの期間に、神川町建設工事等の契約に関する指名停止等措置要綱(平成22年神川町告示第71号)に基づく指名停止の措置

を受けていない者であること。

カ この本工事の公告日から入札書提出締切日までの期間に、神川町の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１８年神川町告示第１８２号）に基づく指名除外の措置を受けていない者であること。

キ この本工事の公告日から入札書提出締切日までの期間に、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

（２）配置予定技術者

ア この本工事の建設業法第２６条第１項に規定する主任技術者（以下「主任技術者」という。）又は同条第２項に規定する監理技術者（以下「監理技術者」という。）を建設業法に従って配置すること。

イ 配置する予定である主任技術者又は監理技術者は、その者が在籍する建設業者と競争参加資格確認申請書の申請日の３か月以前から恒常的な雇用関係にあること。

ウ 配置する予定である主任技術者又は監理技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料に記載すること。

エ 落札決定後、CORINS等により配置する予定である主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。

（３）現場代理人

神川町建設工事請負等における現場代理人等の常駐義務緩和措置取扱要領（平成２４年神川町告示第３７号）による。

９ 発注図書

仕様書及び図面（以下「発注図書」という。）は、電子入札システムよりダウンロードすること。

１０ 現場説明会

開催しない。

１１ 発注図書等に関する質問

発注図書等に関して質問がある場合には、次のとおり、質問を電子入札システムにより提出すること。

（１）質問期間

令和８年 ６月２６日（金）午後１時から

令和８年 ７月 ３日（金）午後１時まで

（電子入札システムが稼働していない時間を除く。）

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は令和8年 7月 7日(火)午後5時までに電子入札システムに掲載する。(電子入札システムが稼働していない時間を除く。)

1.2 最低制限価格

設定する。

1.3 開札後に関する事項

本入札は事後審査型のため、開札後入札を保留する。落札候補者通知書を受けたものは、「一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認資料(単体企業)」に確認書類等指定された書類を添えて、通知を受けた日から2日以内に提出すること。

1.4 入札に関する注意事項

(1) 電子入札システムに入力する金額

落札決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を契約金額として落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、電子入札システムには契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。

(2) 提出書類

ア 入札時に内訳書(発注図書ファイルに示した様式を使用)を添付すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(3) 入札回数

入札回数は、2回までとする。

(4) 入札の執行について

ア 初度の入札に参加しなかった者、無効な入札を行った者又は最低制限価格未満の入札を行った者は、再度入札に参加できない。

イ この公告の定めるもののほか、本工事に係る入札手続きについては、神川町の契約に係る諸例規の定めるところによる。

(5) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。

1.5 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除する。

1.6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格を有しない者のした入札

- (2) 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- (3) 不備な見積を提出した者がした入札
- (4) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (5) その他町があらかじめ指示した事項に違反した入札

1 7 契約保証金

契約金額の100分の10以上（神川町契約規則第28条による。）

1 8 契約の成立時期

落札決定後、速やかに契約を締結する。ただし、予定価格（事後公表）が5千万円以上の工事については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び神川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年神川町条例第51号）第2条の規定により、本工事に係る工事請負仮契約の町議会の議決の日の翌日（この日が神川町の休日を定める条例（平成18年神川町条例第2号）第1条に規定する町の休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日以降で休日に当たらない最初の日）をもって本工事に係る工事契約請負本契約の成立とする。なお、この仮契約が議会で否決されたときは、無効とし発注者はなんらの責任を負わない。

1 9 支払条件

(1) 前金払

する（その額は、契約金額の10分の4以内とし、10万円未満の端数は切り捨てる。）。

(2) 中間前金払

する（中間前金払を選択した場合に限る。その額は、契約金額の10分の2以内とし、10万円未満の端数は切り捨てる。）。

(3) 部分払

する（部分払を選択した場合に限る。）。

2 0 その他

- (1) 提出された競争参加資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置する予定である主任技術者又は監理技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。
- (3) 入札参加者は、入札後、この公告、発注図書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 過去1年間に神川町内で工事事故等を起こしたことがあり、かつ、神川町に通報していない場合は、入札書提出の2日前までに申し出ること。
- (5) 下請け、労働及び資材購入等については、可能な限り神川町内の1社以上の業者に発注されたい。

2 1 問い合わせ

(1) 問い合わせ先

神川町総合政策課 財政管理担当

(2) 電話番号 0 4 9 5 - 7 7 - 0 7 0 1 (直通)